



スクラップヤードに関連する環境・安全関係法令と 規制の適用範囲について

令和 8 年 9 月 2 日

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制担当参事官室

スクラップヤードに対する他法令の規制範囲

- スクラップヤードに関連する規定との関係を整理。
- 関連法令は複数分野に及ぶ一方、適用要件により規制対象は限定。

観点

主な関連法令

規制対象

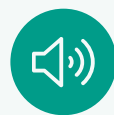
 飛散・流出の防止

1 水質汚濁防止法

一定規模の油水分離施設等の「特定施設」を設置する一部のスクラップヤードに限られる。

2 大気汚染防止法

一定規模の溶解炉等の「ばい煙発生施設」でペレットや地金製造等を行うスクラップヤードに限られる。

 生活環境の保全
(騒音・振動・悪臭)

3 騒音規制法

地方公共団体が定める指定地域内にて金属の圧延・プレス・切断などの「特定施設」を設置する一部のスクラップヤードに限られる。

4 振動規制法

5 悪臭防止法

地方公共団体が定める規制地域内のスクラップヤードに限られ、実態把握が困難。

 火災・延焼の防止

6 消防法

一定規模の倉庫等を設置する、又は指定可燃物等を貯蔵・取り扱うスクラップヤードに限られる。

1. 水質汚濁防止法

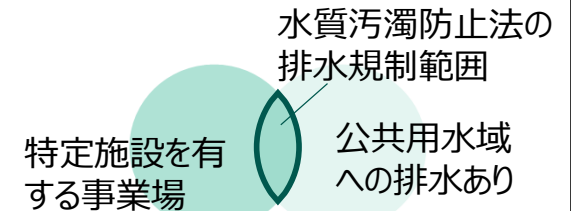
- 水質汚濁防止法に基づく「**特定施設**※」を有している事業場に対して、公共用水域への排水を規制している。
- スクラップヤードには、「**特定施設**」が設置されておらず、**水質汚濁防止法の規制対象外になる事業場が多い**と考えられる。

※ 一定の要件を備える汚水又は廃液を排出する施設

法の目的（概要）

- ① 工場・事業場から公共用水域への排出・地下浸透の規制等により、水質汚濁の防止を図り、国民の健康を保護、生活環境を保全。
- ② 工場・事業場から排出される汚水・廃液に関して、人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定め、被害者の保護を図る。

規制対象となるスクラップヤード

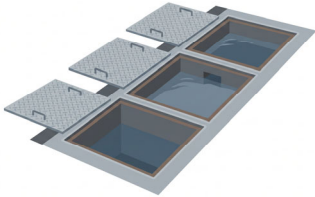


スクラップヤードとの関連

適用条件

特定施設を有し、公共用水域に排水を行う場合

主な特定施設
(施行令第1条・別表第1)



油水分離装置

⚠ 産業廃棄物処分量の許可業者に限定

主な規制内容

届出関係

- 都道府県知事等に**特定施設の設置を届出**。（第5条第1項）
- 届出義務違反の場合、**3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金**。法人に対しても**30万円以下の罰金**。（第32条第1項、第34条第1項）

基準関係

- **排水基準の遵守**。（第12条第1項）
- 排水基準遵守義務違反の場合、**6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**。法人に対しても**50万円以下の罰金**。（第31条第1項第1号、第34条第1項）

2. 大気汚染防止法

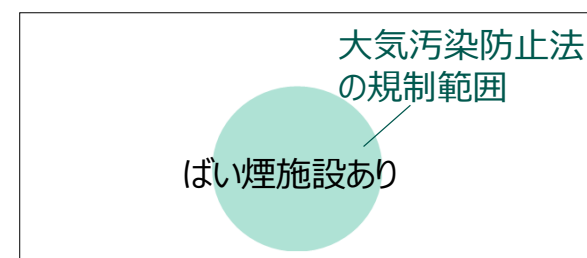


- 大気汚染の原因となるばい煙を排出する施設を「**ばい煙発生施設**」として規制している。
- スクラップヤードにおいて扱う金属等とその再生工程によっては、「**ばい煙発生施設**」の届出が必要となり、**大気汚染防止法の規制対象**になると考えられる。

法の目的（概要）

- ① 工場・事業場の事業活動や建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じん、水銀の排出等の規制や、有害大気汚染物質対策の実施の推進等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全。
- ② 大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合の事業者の損害賠償の責任について定め、被害者の保護を図る。

規制対象となるスクラップヤード



スクラップヤードとの関連

適用条件

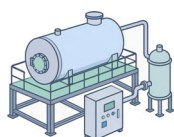
主な規制内容

ばい煙発生施設の設置

主なばい煙発生施設
(施行令第2条・別表第1)



金属精錬
溶解炉



石油製品
加熱炉

届出関係

- 都道府県知事等に、**ばい煙発生施設の設置の届出**。（第6条第1項）
- 届出義務違反の場合、**3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金**。法人に対しても30万円以下の罰金。（第34条第1項第1号、第36条第1項）
- 届出施設が排出基準に適合しない場合、都道府県知事等は、施設の構造やばい煙処理方法等の計画変更、設置計画の廃止等を命じることができる。（第9条）

基準関係

- **ばい煙の排出基準の遵守**。（第13条第1項、第2項）
- 排出基準遵守義務違反の場合、**6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**。法人に対しても**50万円以下の罰金**。（第33条の2第1項第1号、第36条第1項）

大気汚染防止法 ばい煙発生施設（施行令別表第1抜粋）



No.	対象施設	対象となる規模・条件
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、電気・廃熱のみを熱源とするものを除く。）	燃焼能力50L/h以上
2	水性ガス・油ガス発生用：ガス発生炉・加熱炉	石炭・コークス処理能力20t/日以上／燃焼能力50L/h以上
3	金属精錬・無機化学工業品製造用：ばい焼炉・焼結炉・か焼炉（14を除く。）	原料処理能力1t/h以上
4	金属精錬用：溶鉱炉・転炉・平炉（14を除く。）	
5	金属精製・鑄造用：溶解炉（こしき炉並びに14・24～26を除く。）	火格子1m ² 以上／羽口面0.5m ² 以上／燃焼能力50L/h以上／変圧器定格容量200kVA以上
6	金属鍛造・圧延・熱処理用：加熱炉	
7	石油製品・石油化学製品・コールドタール製品製造用：加熱炉	
8	石油精製用：流動接触分解装置の触媒再生塔	附着炭素燃焼能力200kg/h以上
8-2	石油ガス洗浄装置附属：硫黄回収装置（燃焼炉）	燃焼能力6L/h以上
9	窯業製品製造用：焼成炉・溶融炉	火格子1m ² 以上／燃焼能力50L/h以上／変圧器定格容量200kVA以上
10	無機化学工業品・食料品製造用：反応炉・直火炉（26を除く。）	
11	乾燥炉（14・23を除く。）	
12	製鉄・製鋼・合金鉄・カーバイド製造用：電気炉	変圧器定格容量1,000kVA以上
13	廃棄物焼却炉	火格子2m ² 以上／焼却能力200kg/h以上
14	銅・鉛・亜鉛精錬用：ばい焼炉・焼結炉・溶鉱炉・転炉・溶解炉・乾燥炉	原料処理能力0.5t/h以上／火格子0.5m ² 以上／羽口面0.2m ² 以上／燃焼能力20L/h以上
15	カドミウム系顔料・炭酸カドミウム製造用：乾燥施設	容量0.1m ³ 以上

No.	対象施設	対象となる規模・条件
16	塩素化エチレン製造用：塩素急速冷却施設	原料塩素処理能力50kg/h以上
17	塩化第二鉄製造用：溶解槽	
18	活性炭製造用：反応炉（塩化亜鉛使用）	燃焼能力3L/h以上
19	化学製品製造用：塩素反応・塩化水素反応・塩化水素吸収施設	原料塩素処理能力50kg/h以上
20	アルミニウム製錬用：電解炉	電流容量30kA以上
21	燐・燐酸・燐酸質肥料・複合肥料製造用：反応・濃縮・焼成・溶解施設	燐鉱石処理能力80kg/h以上／燃焼能力50L/h以上／変圧器定格容量200kVA以上
22	弗酸製造用：凝縮・吸収・蒸留施設（密閉式を除く。）	伝熱面積10m ² 以上／ポンプ動力1kW以上
23	トリポリ燐酸ナトリウム製造用：反応施設・乾燥炉・焼成炉	原料処理能力80kg/h以上／火格子1m ² 以上／燃焼能力50L/h以上
24	鉛の第二次精錬・鉛管等製造用：溶解炉	燃焼能力10L/h以上／変圧器定格容量40kVA以上
25	鉛蓄電池製造用：溶解炉	燃焼能力4L/h以上／変圧器定格容量20kVA以上
26	鉛系顔料製造用：溶解炉・反射炉・反応炉・乾燥施設	容量0.1m ³ 以上／燃焼能力4L/h以上／変圧器定格容量20kVA以上
27	硝酸製造用：吸収施設・漂白施設・濃縮施設	処理能力100kg/h以上
28	コークス炉	原料処理能力20t/日以上
29	ガスタービン	燃焼能力50L/h以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃焼能力35L/h以上
32	ガソリン機関	

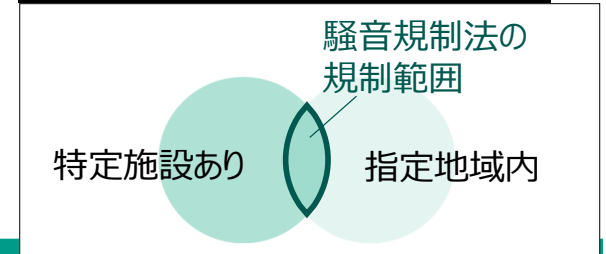
3. 騒音規制法

- 騒音規制法に基づく指定地域内で「**特定施設※**」を設置する工場・事業場から発生する騒音を規制している。
- 指定地域は地域の実情に応じて定められているほか、「**特定施設**」が設置されていないスクラップヤードもあることから、**騒音規制法の規制対象外になる事業場が多い**と考えられる。

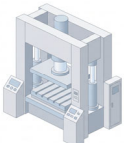
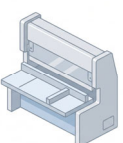
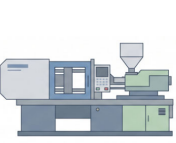
法の目的（概要）

工場・事業場における事業活動、建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について、必要な規制を行なうこと等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資すること。

※ 工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設
規制対象となるスクラップヤード



スクラップヤードとの関連

適用条件	主な規制内容
指定地域内の事業所で、特定施設がある場合 主な特定施設 (施行令第1条別表第1)  金属加工 液圧プレス機  金属加工 せん断機  合成樹脂用 射出成形機	届出関係 - 市町村長に、特定施設設置の届出(第6条第1項) - 届出義務違反の場合、5万円以下の罰金。法人に対しても5万円以下の罰金（第30条第1項、第32条第1項） 基準関係 騒音規制基準の遵守（第5条第1項） - 騒音基準に適合せず、周辺の生活環境が損なわれると認める場合、市町村長は、騒音防止方法の改善、設備配置変更等を勧告、命令できる（第12条第1項、第2項） - 命令違反の場合、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金。法人に対しても10万円以下の罰金（第29条第1項、第32条第1項）

騒音規制法 特定施設一覧（施行令別表第1抜粋）



No.	対象施設	対象となる規模・条件
1	金属加工 圧延機械	原動機 合計22.5kW以上
2	金属加工 製管機械	—
3	金属加工 ベンディングマシン	ロール式／原動機3.75kW以上
4	金属加工 液圧プレス	矯正プレスを除く
5	金属加工 機械プレス	加圧能力294kN以上
6	金属加工 せん断機	原動機3.75kW以上
7	金属加工 鍛造機	—
8	金属加工 ワイヤーフォーミングマシン	—
9	金属加工 ブラスト	タンブラスト以外／密閉式を除く
10	金属加工 タンブラー	—
11	金属加工 切断機	といし使用に限る
12	空気圧縮機、送風機	空気圧縮機：原動機7.5kW以上（環境大臣指定の低騒音型を除く） 送風機：原動機7.5kW以上
13	土石・鉱物用の破碎・摩砕・ふるい・分級機	原動機7.5kW以上
14	織機	原動機を使用

No.	対象施設	対象となる規模・条件
15	建材製造 コンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除く／混練容量0.45m³以上
16	建材製造 アスファルトプラント	混練重量200kg以上
17	穀物用製粉機	ロール式／原動機7.5kW以上
18	木材加工 ドラムバーカー	—
19	木材加工 チッパー	原動機2.25kW以上
20	木材加工 碎木機	—
21	木材加工 帯のご盤	製材用：15kW以上／木工用：2.25kW以上
22	木材加工 丸のご盤	製材用：15kW以上／木工用：2.25kW以上
23	木材加工 かな盤	原動機2.25kW以上
24	抄紙機	—
25	印刷機械	原動機を使用
26	合成樹脂用射出成形機	—
27	鋳造型機	ジョルト式に限る

4. 振動規制法

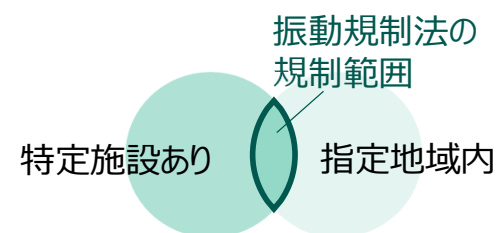


- 振動規制法に基づく指定地域内で「**特定施設※**」を設置する工場・事業場から発生する振動を規制している。
- 指定地域は地域の実情に応じて定められているほか、「**特定施設**」が設置されていないスクラップヤードもあることから、**振動規制法の規制対象外になる事業場が多い**と考えられる。

法の目的（概要）

工場・事業場における事業活動や建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について、必要な規制を行なうこと等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資すること。

※工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設
スクラップヤードにおける規制範囲

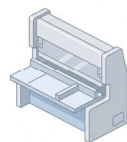
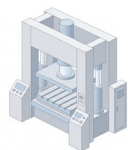


スクラップヤードとの関連

適用条件

指定地域内の事業所で、特定施設がある場合

主な特定施設
(施行令第1条別表第1)



金属加工
液圧プレス機

金属加工
せん断機

合成樹脂用
射出成形機

規制内容

届出関係

- ・ 市町村長に、**特定施設設置の届出**が必要。（第6条第1項）
- ・ 届出義務違反の場合、**30万円以下の罰金**。法人に対しても30万円以下の罰金。（第25条第1項、第27条第1項）

基準関係

- ・ **振動規制基準の遵守**。（第5条第1項）
- ・ 振動基準に適合せず、周辺の生活環境が損なわれると認める場合、市町村長は、振動防止方法の改善、設備配置変更等を勧告、命令できる。（第12条第1項、第2項）
- ・ 命令違反の場合、**1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**。法人に対しても50万円以下の罰金。（第24条第1項、第27条第1項）

振動規制法 特定施設一覧（施行令別表第1）



No.	対象施設	対象となる規模・条件
1	金属加工機械 液圧プレス	矯正プレスを除く。
2	金属加工機械 機械プレス	—
3	金属加工機械 せん断機	原動機の定格出力が一キロワット以上のものに限る。
4	金属加工機械 鍛造機	—
5	金属加工機械 ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が三七・五キロワット以上のものに限る。
6	圧縮機	一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。
7	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。
8	織機	原動機を用いるものに限る。
9	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が二・九五キロワット以上のものに限る。
10	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が一〇キロワット以上のものに限る。
11	木材加工機械 ドラムバーカー	—
12	木材加工機械 チッパー	原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。
13	印刷機械	原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。
14	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が三〇キロワット以上のものに限る。
15	合成樹脂用射出成形機	—
16	鋳造型機	ジョルト式のものに限る。

5. 悪臭防止法

- 「**規制地域**※」内の全ての工場・事業場から発生する悪臭を規制している。
- 悪臭防止法には、届出義務が規定されていないため、**行政側でスクラップヤードを把握し、行政措置を講ずることが困難。**

※都道府県知事が、住民の生活環境保全のため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域等を、事業場の事業活動による悪臭原因物の排出を規制する地域として指定（第3条）

法の目的（概要）

工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資すること。

スクラップヤードとの関連

適用条件

規制地域内の工場・事業場



規制地域

主な規制内容

届出関係



市町村長への届出不要

基準関係

- ・ **規制基準の遵守**（第7条）
- ・ 規制基準に適合せず、周辺の生活環境が損なわれると認める場合、施設の運用改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良等を勧告、命令できる。（第8条第1項、第2項）
- ・ 命令違反の場合、**1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金**。法人に対しても100万円以下の罰金。（第24条、第30条）

6. 消防法

- 消防法に基づく**指定可燃物**（一定量以上の不燃性・難燃性以外の合成樹脂類等）を貯蔵し、**取り扱う場所**を規制している。
- 製品工場など、不燃性・難燃性以外の合成樹脂類を単一素材で貯蔵し、取り扱う場合には指定可燃物の規制対象となる一方、**スクラップヤード**のように複数の物品が混在している施設においては、**規制対象外**になることが多いと考えられる。

法の目的（概要）

火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資する。

スクラップヤードとの関連

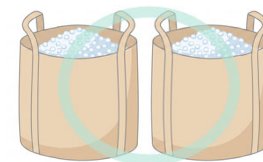
適用条件	主な規制内容		
指定可燃物を貯蔵又は取り扱う場合	<table><tr><td>基準関係</td><td> ・ 技術上の基準、位置・構造・設備基準は市町村条例で定める。（第9条の4第1項、第2項） ・ 条例違反に対しては30万円以下の罰金を設けることができる。（第46条） </td></tr></table>	基準関係	・ 技術上の基準、位置・構造・設備基準は市町村条例で定める。（第9条の4第1項、第2項） ・ 条例違反に対しては30万円以下の罰金を設けることができる。（第46条）
基準関係	・ 技術上の基準、位置・構造・設備基準は市町村条例で定める。（第9条の4第1項、第2項） ・ 条例違反に対しては30万円以下の罰金を設けることができる。（第46条）		

指定可燃物（危険物の規制に関する政令別表第4抜粋）

品名		数量
合成樹脂類※	発泡させたもの	20立方メートル以上
	その他のもの	3,000キログラム以上

※ 不燃性又は難燃性以外のものが該当

単一素材の
プラスチックスクラップ等



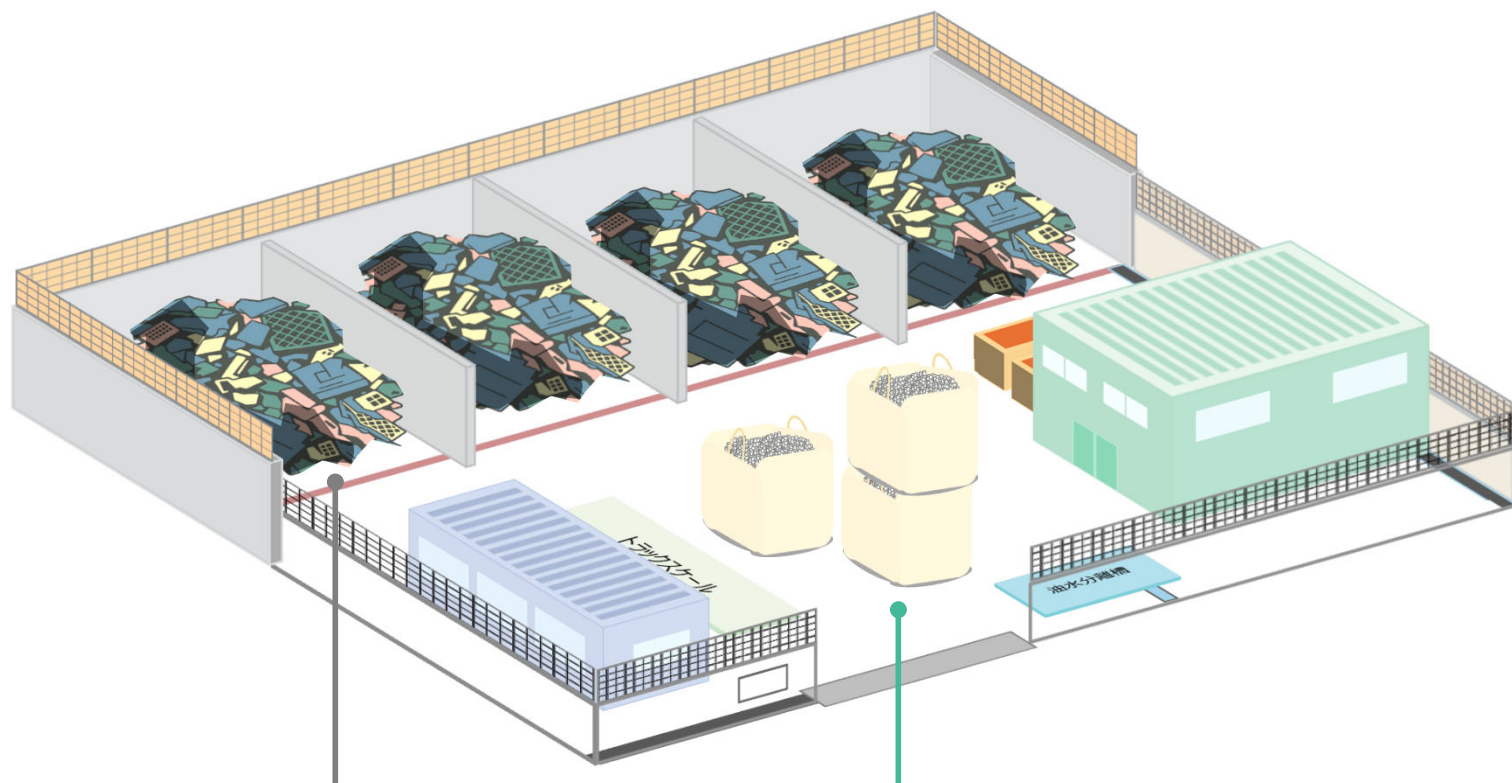
規制対象

雑品スクラップ等



規制対象外

消防法に基づく指定可燃物の貯蔵・取扱いに関する規制



消防法規制対象外

指定可燃物以外の物品も含む

プラスチック・雑品スクラップ類を保管



A市

スクラップヤードの場合、化学的に単一な素材でないことが多く、該当性の断定が困難なことが多い（自治体ヒアリングより）

消防法規制対象

不燃性又は難燃性以外の

単一の合成樹脂類を一定量保管

- ✓ 位置・構造・設備等の技術上の基準の遵守が必要
- ✓ 20立方メートル以上の発泡させた合成樹脂、3,000キログラム以上のその他プラスチック等合成樹脂

消防法 指定可燃物（危険物の規制に関する政令別表第4抜粋）



品名		数量
綿花類		200キログラム以上
木毛及びかんなくず		400キログラム以上
ぼろ及び紙くず		1,000キログラム以上
糸類		1,000キログラム以上
わら類		1,000キログラム以上
再生資源燃料		1,000キログラム以上
可燃性固体類		3,000キログラム以上
石炭・木炭類		10,000キログラム以上
可燃性液体類		2立方メートル以上
木材加工品及び木くず		10立方メートル以上
合成樹脂類	発泡させたもの	20立方メートル以上
	その他のもの	3,000キログラム以上

※ 不燃性又は難燃性以外のものが該当

消防法 危険物（法別表第1抜粋）



類別・性質	品名
第1類 酸化性固体	一 塩素酸塩類 二 過塩素酸塩類 三 無機過酸化物 四 亜塩素酸塩類 五 臭素酸塩類 六 硝酸塩類 七 よう素酸塩類 八 過マンガン酸塩類 九 重クロム酸塩類 十 その他のもので政令で定めるもの 十一 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第2類 可燃性固体	一 硫化りん 二 赤りん 三 硫黄 四 鉄粉 五 金属粉 六 マグネシウム 七 その他のもので政令で定めるもの 八 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 九 引火性固体
第3類 自然発火性物質 及び禁水性物質	一 カリウム 二 ナトリウム 三 アルキルアルミニウム 四 アルキルリチウム 五 黄りん 六 アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く。）及びアルカリ土類金属 七 有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。） 八 金属の水素化物 九 金属のりん化物 十 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 十一 その他のもので政令で定めるもの 十二 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの

類別・性質	品名
第4類 引火性液体	一 特殊引火物 二 第1石油類 三 アルコール類 四 第2石油類 ※LiBの電解液が該当する場合あり 五 第3石油類 六 第4石油類 七 動植物油類
第5類 自己反応性物質	一 有機過酸化物 二 硝酸エステル類 三 ニトロ化合物 四 ニトロソ化合物 五 アゾ化合物 六 ジアゾ化合物 七 ヒドラジンの誘導体 八 ヒドロキシルアミン 九 ヒドロキシルアミン塩類 十 その他のもので政令で定めるもの 十一 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第6類 酸化性液体	一 過塩素酸 二 過酸化水素 三 硝酸 四 その他のもので政令で定めるもの 五 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの